



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*53 和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課) 1

○ 告示

*1027 不当景品類及び不当表示防止法第9条第3項に規定する証明書の様式 (県民生活課) 2

*1028 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項に規定する証明書の様式 (") 4

*1029 特定商取引に関する法律第66条第7項に規定する証明書の様式 (") 6

1030 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 8

1031 生活保護法による医療機関の指定 (") 8

1032 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課) 8

1033 公共測量の終了 (技術調査課) 8

1034 平成24年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課) 9

1035 道路の位置の指定 (都市政策課) 10

1036 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 (建築住宅課) 10

○ 教育委員会告示

1 和歌山県指定文化財の指定 10

2 和歌山県指定文化財の指定解除 11

3 平成23年和歌山県教育委員会告示第1号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正 12

○ 選挙管理委員会告示

*62 和歌山県選挙管理委員会規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第128号)の一部改正 12

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「立ちふさがり」を「立ち塞がり」に改める。

第29条の見出しを「立入検査員証明書」に改め、同条中「身分を示す」を削る。

別記第13号様式(表)中「身分証明書」を「立入検査員証明書」に改め、同様式(裏)中「勧告」を「指導若しくは勧告」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1027号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第3項に規定する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成21年和歌山県告示第687号（不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書）は、廃止する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; width: 80%; border-bottom: 1px solid black;">3 センチメートル</div> <div style="position: absolute; left: 5px; top: 50%; transform: translateY(-50%); width: 20px; border-left: 1px solid black;">3 セ ン チ メ ー ト ル</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; right: 5px; width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; text-align: center; line-height: 20px;">印</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">写 真</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立 入 検 査 員 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p>
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>	

8 センチメートル

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 (略)

2 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 第15条第1項 3億円以下の罰金刑

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 第15条第1項 3億円以下の罰金刑

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定を準用する。

和歌山県告示第1028号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第5条第3項に規定する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

昭和49年和歌山県告示第61号（証明書の様式）は、廃止する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(表)

立 入 検 査 員 証 明 書		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	<p style="text-align: center;">3センチメートル</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日生</p>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 6 セ ン チ メ ー ト ル </div>
<p style="text-align: center;">上記の者は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみ に対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48 号)第5条第1項及び第2項の規定により立入検査等 を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">和歌山県知事 印</p>		
8センチメートル		

(裏)

生活関連物資等の買占め及び売惜しみ
に対する緊急措置に関する法律抜粋

(立入検査等)

第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

(罰則)

第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

和歌山県告示第1029号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第7項に規定する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

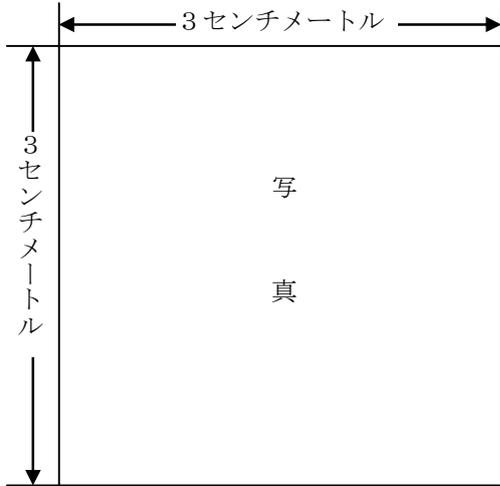
平成元年和歌山県告示第275号（特定商取引に関する法律に規定する身分証明書の様式）は、廃止する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(表)

立 入 検 査 員 証 明 書



第 号

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日
発行年月日 年 月 日

6 センチメートル

上記の者は、特定商取引に関する法律第66条の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事



9 センチメートル

(裏)

特定商取引に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)

- 第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者(以下この条において「販売業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 7 第1項若しくは第2項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 第1項若しくは第2項(これらの規定を第6項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (10) 第66条第1項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (11) 第66条第2項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

特定商取引に関する法律施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第19条 法第7条、第8条、第38条、第39条、第46条、第47条、第56条及び第57条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2並びに第66条第1項から第3項まで(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第4項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(中略)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。(以下省略)

和歌山県告示第1030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日医 95-22	上平医院	日高郡印南町印南2245-1	平成 24. 7. 1

和歌山県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日医 97-24	上平医院	日高郡印南町印南2245-6	平成 24. 7. 2

和歌山県告示第1032号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012300 244	第二なぎの木園	自立訓練（ 生活訓練） ・就労移行 支援	事業所の所在地	新宮市木ノ川703	新宮市新宮3415-1	平成 24. 7. 9
			主たる対象とする 障害種別	知的障害者 精神障害者	特定なし	

和歌山県告示第1033号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間 平成23年8月19日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市の一部

和歌山県告示第1034号

平成24年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時 平成24年11月9日（金）午前10時

2 試験実施場所 和歌山市茶屋ノ丁2-1

和歌山県自治会館 3階 305会議室

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 受験願書等の提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（県庁南別館8階）

(2) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

エ 受験票送付用の送付先住所を記載した封筒

(3) 受験願書等の提出期間

平成24年10月1日（月）から同月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成24年10月19日付け消印があるものまで受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成24年11月22日（木）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真つきで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とし、開示の時間は開示期間中、午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分とする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成24年8月24

日（金）から同年10月19日（金）まで交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）。

また、河川課ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>）からもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。

(3) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示第1035号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3169	岩出市金池字荒神122番2の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 24. 8. 13	6. 00	30. 72

和歌山県告示第1036号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成24年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定番号 建字第353号
- 2 認定日 平成24年8月14日
- 3 一団地の対象区域 田辺市湊字神田674-1他
- 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局建築住宅課
西牟婁振興局建設部

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成24年7月20日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成24年8月24日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

（有形文化財の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
建造物	歓喜寺下品堂 1棟	有田郡有田川町歓喜寺159番	宗教法人歓喜寺	有田郡有田川町歓喜寺159番
美術工芸品 （考古資料）	神倉山銅鐸 1括（22点）	熊野速玉大社神宝館（新宮市新宮1番）	宗教法人熊野速玉大社	新宮市新宮1番

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
天然記念物	田殿丹生神社夏瀬の森のクスノキ 1本	有田郡有田川町船坂1051番1	嶋田敬子	有田郡有田川町出339番
天然記念物	浄土寺のクス 1本	有田郡有田川町西ヶ峯1466番	宗教法人浄土寺	有田郡有田川町西ヶ峯1466番
天然記念物	生石神社社叢 19,047㎡	有田郡有田川町楠本1265番1	宗教法人生石神社	有田郡有田川町楠本1265番1
史跡	定福寺境内(高野参詣道黒河道) 985㎡	橋本市賢堂285番、286番	宗教法人定福寺	橋本市賢堂285番
史跡	地藏峰寺境内(熊野参詣道紀伊路) 1,246㎡	海南市下津町橋本1612番、1615番、1625番2	宗教法人地藏峰寺	海南市下津町橋本1611番
史跡	福勝寺境内(熊野参詣道紀伊路) 5,236㎡	海南市下津町橋本1063番、1064番、1065番、1066番1	宗教法人福勝寺	海南市下津町橋本1065番
史跡	河瀬王子跡(熊野参詣道紀伊路) 297㎡	有田郡広川町大字河瀬143番1	宗教法人津木八幡神社	有田郡広川町大字前田315番
史跡	勝楽寺境内(熊野参詣道紀伊路) 1,224㎡	有田郡湯浅町別所135番2、163番1、165番	宗教法人勝楽寺	有田郡湯浅町別所165番
史跡	仏井戸・上野王子旧地(熊野参詣道紀伊路) 135.38㎡	御坊市名田町上野1293番5、1293番2、1293番3、1293番6	小森幸男 田中花枝 小森茂 小森守 野村貢 上野区	御坊市名田町上野1500番 御坊市名田町上野1464番 和歌山市雑賀町4番 三重県三重郡菰野町潤田622番9 御坊市名田町上野1439番 御坊市名田町上野1590番 御坊市名田町上野1447番 御坊市名田町上野1264番
史跡	若一王子神社境内(熊野参詣道紀伊路) 7,293㎡	日高郡日高町大字比井992番	宗教法人若一王子神社	日高郡日高町大字比井995番
史跡	無量寺境内(熊野参詣道紀伊路(大辺路)) 6301.41㎡	東牟婁郡串本町串本830番1、831番、832番、833番、833番1、834番、835番2、835番3、835番12、835番13、835番14、835番15、835番16、835番17、836番、837番、837番1	宗教法人無量寺	東牟婁郡串本町串本833番

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第4条第1項の規定により、平成24年7月20日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成24年8月24日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所

史跡	滝見堂跡	1所	東牟婁郡那智勝浦町那智山 飛瀧2番地	宗教法人熊野那智大 社	東牟婁郡那智勝浦町 那智山1番
----	------	----	-----------------------	----------------	--------------------

和歌山県教育委員会告示第3号

平成23年和歌山県教育委員会告示第1号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。
平成24年8月24日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

表中	天然記念物	「紀州みかん」最初の地 附紀州柑橘親祖之碑 1所	有田市糸我町中番1096のう ち26.7㎡	伊藤一美 安生寺	有田市糸我町中 7
			有田市糸我町中番1248-1の うち118.0㎡		有田市糸我町中 番

番109	を	史跡	「紀州みかん」最初の地 附紀州柑橘親祖之碑 1所	有田市糸我町中番1096番の うち26.7㎡	伊藤一美 安生寺	有田市 7番
番104				有田市糸我町中番1248番1 のうち118.0㎡		有田市 番

糸我町中番109
糸我町中番104
に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

和歌山県選挙管理委員会規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成24年8月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第2条第3項中「はかり」を「諮り」に改める。

第3条中「ともに」を「共に」に改める。

第4条第2項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第14条第2号オ中「政治資金規正法」の次に「（昭和23年法律第194号）」を加え、同号カ中「政党助成法」の次に「（平成6年法律第5号）」を加える。

第18条第2項の表中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改める。

第24条を次のように改める。

（公印）

第24条 委員会の公印の種類、形状及び大きさ並びに管守責任者は、次のとおりとする。

種 類	形 状	寸 法 (ミリメートル)	管 守 責 任 者
委員会印	正方形	28	事務局長
委員会印（最高裁判所裁判官国民審査投票用紙用）	同	15	同
委員長印	同	28	同

委員長職務代理者印	同	28	同
事務局長印	同	17	同
海草分局長印	同	17	分局長
那賀分局長印	同	17	同
伊都分局長印	同	17	同
有田分局長印	同	17	同
日高分局長印	同	17	同
西牟婁分局長印	同	17	同
東牟婁分局長印	同	17	同

附 則

この規程は、公布の日から施行する。